

●香川県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、綾川町選挙管理委員会から令和4年3月28日付けで、施設の指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
綾川町	綾川町高齢者コミュニティセンター	略	綾川町	綾川町高齢者コミュニティセンター	略
	綾川町総合運動公園体育館	<u>綾歌郡綾川町陶1536番地1</u>		東分地域交流館	略
	東分地域交流館	略		略	
	綾川町国民健康保険総合保健施設綾上（いきいきセンター）	略		綾川町国民健康保険総合保健施設綾上（いきいきセンター）	略
	綾川町B&G綾上海洋センター体育館	<u>綾歌郡綾川町山田下3694番地1</u>			
琴平町	略	琴平町	略		
略		略			